

●今月のTOPIC

杉並支店を開設致します（予告）

Contents

- コラム 囲繞地通行権、通行地役権、使用貸借について
- 編集後記

川本 光範

スタッフ川本

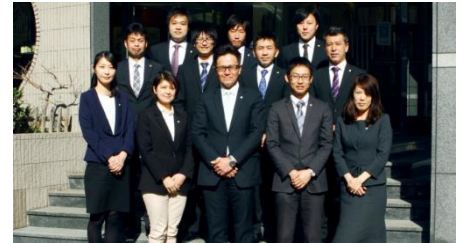


事務所キャラクター「くいくい」

私たちえんは専門的な知識と技術で地域の人々の「縁」に貢献します。

こんにちは！土地家屋調査士法人 えん(旧土地家屋調査士法人 小山事務所)です。

これから、これまで業務等を通じて”ご縁(えん)”がありましたみなさまに、知っておくと役立つ情報、私たちの活動のご紹介をお知らせできればと思っております。皆さんの業務に+αできる情報をお届けできるよう、毎回工夫してまいりますので、よろしくお付き合いください！！



杉並支店を開設致します（予告）

この度、杉並支店を開設致します(現在手続き中です)。

皆様にご指示頂いたことによりまして、業務拡大に伴い杉並区和泉(京王線 代田橋駅 徒歩五分)に杉並支店を開設することと致しました。

環状7号線と国道20号線(甲州街道)が交わる大原の交差点近くに拠点を設けることにより、「えん」は今まで以上に機動力を増し、選んでいただける事務所になっていけると考えています。

正式に開設の運びとなりましたら、改めてご挨拶申し上げます。

今後とも、どうぞ宜しくお願い致します。



囲繞地通行権、通行地役権、使用貸借について

土地家屋調査士法人えん 川本光範

Vol.3のコラムを担当させていただきます。土地家屋調査士えんの川本です。今回のお題は、**囲繞地通行権、通行地役権、使用貸借**についてです。



公道に至るための他の土地の通行権(囲繞地通行権)とは、囲繞地(いにようち=袋地、接道しない土地)において、公道に至るための他の土地を通行する権利のことであり、相隣関係の一つとして、民法第210条から第213条に規定されています。

通行地役権とは、用益物権である地役権の中において特に通行という便益を目的として、他人の土地を自己の土地の便益(他人の土地を通行ができるという便益)に供するものであり、民法第280条以後に規定されています。

使用貸借とは、当事者の一方が無償で使用(例えば無償通行)及び収益をした後に返還することを約束して相手からある物を受け取ることに効果が生じるというもので、民法第593条に規定されています。

上記の部分については相当数判例も出ているところですので注意が必要ですね。



編集後記

お読みいただきまして、ありがとうございます！土地家屋調査士法人えんのスタッフ川本と申します。

第三号、いかがでしたでしょうか？

学生の皆様は春休みに突入り、官公庁はもうすぐ新年度、異動の時期でもあるお忙しい中、お目を通し頂き誠にありがとうございます。

先日のお彼岸に、子供を連れて千葉の鴨川へお墓参りと釣りに行ってきました！堤防からのサビキ釣りでしたが、結果なんとゼロ・・・どうも今日は日が悪かったようで、近くにいた家族連れの子供に声をかけてみると、なんと先月は一日に100匹位釣れた日があったらしいことが判明！

ムム、今度来た時は(o^-^o) 当たりの日であれば良いのですが釣果はありませんでしたが、釣り人とは友達にもなれたし、また、挑戦してみたいと思います。

では、第四号をお楽しみに！



「土地の境界」「隣人トラブル」「新築時の対応」「土地の登記」など・・・

土地や建物に関するお悩みは、お気軽にご相談ください。無料でご相談・お見積りに応じます。

えんでは、セカンドオピニオンを求めてご連絡をくださるご相談者様が数多くいらっしゃいます。セカンドオピニオン目的のお問い合わせでも構いませんので、ご不明点はどうぞお気軽にお問い合わせください。

